

みんなの国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入します

公的年金制度は、現役で働く世代が高齢者世代を支えることを基本としています。また、老後の生活のためだけでなく、家計を支える世帯主が亡くなったときや、病気やけがで障害の状態になったときも、年金は皆さんの生活を支えています。

国民年金の加入者は3つの種別

- 第1号被保険者**【保険料は自分で納付】
 自営業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどで20歳以上60歳未満の方
 - 第2号被保険者**【保険料は給料から天引き】
 会社員・公務員(厚生年金の加入者)などで原則として70歳未満の方(65歳以上で老齢年金などの受給資格のある方を除く)
 - 第3号被保険者**【保険料は配偶者が加入する年金制度が負担】
 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
- 任意加入被保険者**
- 次のいずれかに該当する方は、希望すれば加入できます。
- ▶60歳以上65歳未満で、年金額を増やしたい方
 - ▶60歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない方
 - ▶日本国籍で海外に住む20歳以上65歳未満の方

国民年金の3つの安心

- 充実した老後のための保障 **老齢基礎年金**

国民年金の保険料を納めた期間・納付の免除期間の合計(受給資格期間)が原則として10年以上の方が、65歳になったときから受け取れます。(29年8月1日から年金を受け取るために必要な受給資格期間が25年から10年に短縮されました)。年金の受け取りを60歳～64歳に繰り上げて、減額された年金を受け取ることや、受け取りを66歳以降に繰り下げて、増額された年金を受けることもできます。
- 病気やけがで障害が残ったら **障害基礎年金**

「20歳になる前」[国民年金の加入中]「60歳～64歳の間」が初診日の病気やけがで、日常生活に著しく支障のある障害の状態になったときに受け取れます。
- もしものとき残された家族のために **遺族基礎年金**

国民年金に加入中の配偶者が亡くなったとき、18歳(障害のある場合は20歳)未満の子どものいる妻または夫、両方ともいないときは子どもが受け取れます。

シニア活動館の催し

区内在住の50歳以上が対象です

- 信濃町シニア活動館**
- 「武田節」(出演は寿楽会)ほか
……………<以下共通>……………
- 【会場・申込み】当日直接、同館 (信濃町20) ☎(5369)6737へ。先着順。
- 西新宿シニア活動館**
- ①美味しいお茶の淹れ方講座
 【日時・定員】9月29日(金)午後2時～3時30分(20名)
 【講師】饗伊藤園
 - ②台湾・台北の歴史・文化を学ぼう
 【日時・定員】9月30日(土)午前10時30分～11時45分(25名)
 - ③古いスコットランド民謡がなぜ日本人の心に響くのか
 【日時・定員】10月1日(日)午後1時～4時30分(60名)
 - 【演目】琵琶「石田三成」(出演は奥村旭翠・人間国宝／びわの会会員)、舞

国民年金の届け出をお忘れなく			
現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	就職した	勤務先	第2号被保険者
第3号被保険者	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・配偶者の扶養ではなくなった	区医療保険年金課特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

保険料の支払いが難しいときは

国民年金保険料を納めていない期間が長いと、年金を受け取れないことがあります。所得が少ないなどで保険料の支払いが難しい場合には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。保険料は未納のままにせず、区医療保険年金課年金係にご相談ください。

- 免除(全額免除・一部納付等)申請**

本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除になります。免除の対象となる所得の目安は、お問い合わせください。
- 学生納付特例申請**

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。※保険料の免除等は、原則として毎年度申請が必要です。

また、退職(失業)した方は、退職(失業)した年度と翌年度に限り、特例免除制度を利用できます(配偶者・世帯主の所得が一定額以上の場合には利用できません)。申請には雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しが必要です。

- 納付猶予申請**

50歳未満の方で、世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予されます。
 - 学生納付特例申請**

対象校の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。※保険料の免除等は、原則として毎年度申請が必要です。
- ※免除・猶予・学生納付特例の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます(納付猶予・学生納付特例の期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません)。

- ◆**保険料の支払いはご自分に合った方法で**

納付書・口座振替・クレジットカードでの納付や、パソコンや携帯電話からインターネットを利用した電子納付があります。詳しくは、お問い合わせください。
- ◆**国民年金保険料後納制度のご活用を**

27年10月から、過去5年分の納め忘れの保険料を納めることができる「5年の後納制度」が始まりました。この制度は、30年9月30日までの3年間の特例措置です。後納制度を利用することで、年金受給額を増やすことや、年金の受給資格を得られる場合があります。※老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

【問合せ】ねんきん加入者ダイヤル ☎0570 (003)004 (050から始まる電話からは ☎03 (6630)2525)・新宿年金事務所 ☎03(5285)8611へ。

国民年金に関する問合せ

- ▶国民年金資格の取得・喪失、保険料の免除
 区医療保険年金課年金係 ☎(5273)4532
- ▶国民年金の給付の相談・申請
 区医療保険年金課年金係 ☎(5273)4338
 新宿年金事務所(大久保2—12—1) ☎(5285)8611
- ▶ねんきんダイヤル(一般の年金相談)
 ☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎03(6700)1165)
- ▶ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570(058)555(050から始まる電話からは ☎03(6700)1144)
- ▶国民年金保険料の納付・厚生年金の申請
 新宿年金事務所 ☎(5285)8611
- ▶日本年金機構ホームページ
 http://www.nenkin.go.jp/

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

親子自然体験

【日時】10月21日(土)午前7時30分
に区役所第1分庁舎前集合、午後6時解散(往復貸し切りバス利用)

【対象】区内在住・在学の小学生と保護者 20組40名

【行き先】日の出町観光農園・日の出太陽の家・武家屋敷(東京都日の出町)ほか

はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号
(往復はがきの場合には、返信用にも住所・氏名)

子育て講座

●豊かな知性を育む子育て

【日時】10月5日・12日・26日の木曜日午前10時30分～午後0時30分(受け付けは午前10時10分から)、全3回

【対象】妊娠中の方、3歳までのお子さんを育てている方、25名

【講師】佐藤佳代子(子育て子育てコーディネーター)

【会場】申込み9月19日(火)～27日(水)に電話または直接、ゆつたりーの北山伏町2-17、北山伏児童館1階 ☎(5222)8437(7日・木曜日・祝日を除く)。

応募者多数の場合は抽選。託児あり(定員15名、千円(3回分))。

子育て講座

●豊かな知性を育む子育て

【日時】10月5日・12日・26日の木曜日午前10時30分～午後0時30分(受け付けは午前10時10分から)、全3回

【対象】妊娠中の方、3歳までのお子さんを育てている方、25名

【講師】佐藤佳代子(子育て子育てコーディネーター)

【会場】申込み9月19日(火)～27日(水)に電話または直接、ゆつたりーの北山伏町2-17、北山伏児童館1階 ☎(5222)8437(7日・木曜日・祝日を除く)。

応募者多数の場合は抽選。託児あり(定員15名、千円(3回分))。

子育て講座

●豊かな知性を育む子育て

【日時】10月5日・12日・26日の木曜日午前10時30分～午後0時30分(受け付けは午前10時10分から)、全3回

【対象】妊娠中の方、3歳までのお子さんを育てている方、25名

【講師】佐藤佳代子(子育て子育てコーディネーター)

【会場】申込み9月19日(火)～27日(水)に電話または直接、ゆつたりーの北山伏町2-17、北山伏児童館1階 ☎(5222)8437(7日・木曜日・祝日を除く)。

応募者多数の場合は抽選。託児あり(定員15名、千円(3回分))。

子育て講座

●豊かな知性を育む子育て

【日時】10月5日・12日・26日の木曜日午前10時30分～午後0時30分(受け付けは午前10時10分から)、全3回

【対象】妊娠中の方、3歳までのお子さんを育てている方、25名

【講師】佐藤佳代子(子育て子育てコーディネーター)

【会場】申込み9月19日(火)～27日(水)に電話または直接、ゆつたりーの北山伏町2-17、北山伏児童館1階 ☎(5222)8437(7日・木曜日・祝日を除く)。

応募者多数の場合は抽選。託児あり(定員15名、千円(3回分))。

子育て講座

●豊かな知性を育む子育て

【日時】10月5日・12日・26日の木曜日午前10時30分～午後0時30分(受け付けは午前10時10分から)、全3回

【対象】妊娠中の方、3歳までのお子さんを育てている方、25名

【講師】佐藤佳代子(子育て子育てコーディネーター)

【会場】申込み9月19日(火)～27日(水)に電話または直接、ゆつたりーの北山伏町2-17、北山伏児童館1階 ☎(5222)8437(7日・木曜日・祝日を除く)。

応募者多数の場合は抽選。託児あり(定員15名、千円(3回分))。

子育て講座

●豊かな知性を育む子育て

【日時】10月5日・12日・26日の木曜日午前10時30分～午後0時30分(受け付けは午前10時10分から)、全3回

【対象】妊娠中の方、3歳までのお子さんを育てている方、25名

【講師】佐藤佳代子(子育て子育てコーディネーター)

【会場】申込み9月19日(火)～27日(水)に電話または直接、ゆつたりーの北山伏町2-17、北山伏児童館1階 ☎(5222)8437(7日・木曜日・祝日を除く)。

応募者多数の場合は抽選。託児あり(定員15名、千円(3回分))。

自転車での加害事故による高額賠償事例が増えています。万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償責任保険等に加入しましょう。補償内容等詳しくは、各損害保険会社へ。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は ☎ 03 (3209) 1111、新宿区ホームページは http://www.city.shinjuku.lg.jp/ です。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

北朝鮮の核実験実施に抗議

新宿区は、昭和61年3月15日の平和都市宣言により、すべての国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を心から希求しています。

9月3日、北朝鮮が核実験を実施した旨の報道に接し、区長は新宿区民を代表して金正恩国務委員会委員長あて、核実験実施への抗議文を送りました。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

自転車での加害事故による高額賠償事例が増えています。万が一に備え、自転車の傷害保険・賠償責任保険等に加入しましょう。補償内容等詳しくは、各損害保険会社へ。